マーティーズ インターナショナル キンダー利用契約書

　合同会社Marty’s Education（以下「甲」という。）と

 （以下「乙」という。）は、甲が設置する認可外保育施設マーティーズ インターナショナル キンダー（以下「施設」という。）において、甲が乙からの依頼を受け、乙の子（以下「幼児」という。）に提供する保育サービス（以下「サービス」という。）につき、次のとおり契約を締結する。

第１条　甲は、児童福祉法等の諸法令の趣旨に従い、年齢や子どもの個人差などを考慮したうえ、甲が定めた保育計画に基づき幼児に対して保育を行い、乙は、それに対する利用料金を支払うものとする。

第２条　契約期間は、本契約日から１年とする。

２　期間満了の２か月前までに甲乙いずれからも終了等の意思表示がないときは、本契約は自動的に１年延長されるものとし、以後も同様とする。

第３条　施設の設置者の名称及び住所は、次のとおりとする。

　一　名　称　合同会社Marty’s Education

　二　住　所　岐阜県瑞穂市別府２１２１−１

第４条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名　称　マーティーズ インターナショナル キンダー

 二　所在地　岐阜県瑞穂市別府２１２１−１

第５条　施設の管理者の氏名及び住所は、次のとおりとする。

　一　氏　名　プレスコッド　ランディ　ジャストン

　二　住　所　岐阜県瑞穂市別府２１２１−１

第６条　甲のサービスの提供につき、乙が支払うべき利用料金の額に関する事項は、次のとおりとする。

一　1歳児

　　　入学金　　　　　　　１６５，０００円

　　　月　謝　①　週３日　７４，８００円

　　　　　　　②　週４日　８４，７００円

　　　　　　　③　週５日　８８，０００円

二　２歳児

　　　入学金　　　　　　　１６５，０００円

　　　月　謝　①　週３日　７１，５００円

　　　　　　　②　週４日　８０，３００円

　　　　　　　③　週５日　８４，７００円

三　３歳児から６歳児

　　　入学金　　　　　　　１６５，０００円

　　　月　謝　　　　　　　７９，２００円

２　前項で定めた入学金については、本契約締結時に支払うものとし、月謝については毎月２７日までに、その翌月分を別途甲が定める方法にて支払うものとする。

３　第１項で定める入学金については、理由の如何を問わず返還しない。

４　第１項で定める入学金及び月謝については、物価の変動その他の理由により甲が必要と認めたときは変更することができる。

第７条　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容は、次のとおりとする。

　一　名　　称　京極こどもクリニック

　二　所 在 地　岐阜県瑞穂市只越４６０番地５

　三　提携内容　健康診断

第８条　保育する幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額については、次のとおりとする。

　一　保険の種類　施設賠償責任保険

　二　保険事故　施設の構造上の欠陥や管理の不備による対人・対物事故

　　　　　　　　　施設の用法に伴う仕事の遂行中に不注意によって生じた対人・対物事故

　三　保険金額　対人：50,000千円、対物50,000千円

第９条　甲は、その提供したサービスに関する乙からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

２　前項の担当職員の氏名及び連絡先は以下のとおりとする。

　一　氏　名　プレスコッド美和

　二　連絡先　岐阜県瑞穂市別府２１２１−１

　　　　　　　マーティーズ インターナショナル キンダー

 電話番号　058-327-9066

第１０条　甲及び甲の従業員は、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た乙及び幼児並びに乙の家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

第１１条　乙は、住所及び連絡先等の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

第１２条　甲及び乙は、本契約を解除する必要が生じたときは、契約終了を希望する日の２か月前までに相手方に通知することにより本契約を解除することができる。

第１３条　甲は、幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約をただちに解除して退所させることができる。この場合においては、保育実施解除通知書を乙に交付しなければならない。

　一　疾病その他の事由により、他の幼児に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

　二　保育を必要としなくなったとき。

　三　前２号に掲げるもののほか、保育の継続を不適当と認めるとき。

第１４条　本契約に関し、紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、各当事者は合意した。

第１５条　甲及び乙は、本契約に定められていない事項について疑義が生じた場合には、児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

　上記の契約を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

　　　　　　年　　　　月　　　　日（西暦で）

所在地　　岐阜県瑞穂市別府２１２１−１

施　設　名　　マーティーズ インターナショナル キンダー

（甲）代表者氏名　　ランディー　プレスコッド

住　　　所

　（乙）氏　　　名